

松本大学「国の教育費負担軽減制度」運用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、松本大学（以下「本学」という）に在籍する学生が、国が日本学生支援機構と連携して行う教育費負担軽減制度による授業料等減免措置（以下「減免措置」という）を受けるために必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 国の教育費負担軽減制度を受ける者を支援対象者と称す。

2 支援対象者は、関連法令の定めるところにより授業料等の減免を受けることができる。

(支援対象者の適格認定)

第3条 支援対象者の適格認定は、学生委員会の審査を経て、学長がこれを行う。

第4条 適格認定の審査は、支援対象者の年度毎の成績が確定する年度末に行うこととし、適格認定を受けた者は、翌年度も継続して減免措置を受けることができる。

(支援対象者の標準修得単位数)

第5条 適格認定のために必要な1年間の修得単位数は、31単位を標準とする。

(減免措置の停止及び再開)

第6条 本学学則第18条の規定により休学するときは減免措置を停止する。

2 本学学則第21条の規定により復学し、支給要件等を満たすときは、標準修業年限を超えない範囲において減免措置を再開する。

(警告)

第7条 支援対象者が次の各号の一に該当するときは、学生委員会の議を経て学生委員長が警告するものとする。

- (1) 当該年度末の修得済単位数が、第5条に定める標準修得単位数に在籍年数を乗じた単位数の60%以下のとき
- (2) 当該年度の出席率が80%以下のとき
- (3) 本学履修規程第32条により算出した当該年度の年間GPAが、所属する学科の在籍学年において下位25%にあるとき

(適格認定の取消)

第8条 支援対象者が次の各号の一に該当するときは、学生委員会の議を経て学長が適格認定を直ちに取消するものとする。

- (1) 本学学則第17条の規定により退学したとき
- (2) 本学学則第20条の規定により除籍されたとき
- (3) 本学学則第51条の規定により退学又は停学処分されたとき
- (4) 各学部の定める進級に関する規程に基づき、進級不可とされたとき
- (5) 本学学則第5条に規定する修業年限で卒業の要件を満たすことができないことが明らかになったとき
- (6) 当該年度末の修得済単位数が、第5条に定める標準修得単位数に在籍年数を乗じた単位数の50%以下のとき
- (7) 当該年度の出席率が50%以下のとき
- (8) 前条に定める警告を受けたにもかかわらず、次年度においても連続して警告を受けたとき

(特例)

第9条 第7条第3号に該当する連続して警告を受けた者のうち、やむを得ない事情を有すると学長が認める者については、取消を猶予することがある。

(警告・取消の公表)

第10条 本学は、当該年度末に、第7条に定める警告及び第8条に定める取消に該当した学生の数及びその事由を公表するものとする。

(事務)

第11条 この内規に関する事務取扱は学生課が行う。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、本教育費負担軽減制度による支援対象者に関する事項については、関係法令等により取扱うものとする。

第13条 この内規の改廃は、学生委員会及び全学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この内規は、2020年 4月 1日より施行する。